

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年11月30日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 小林 俊雅
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F 南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

マイナンバーによる資産の透明化

証券口座を持つ個人投資家は、その証券会社にマイナンバーを告知する義務がありますが、まだマイナンバーと紐付けがされていない証券口座もあります。この点、口座利用者がマイナンバーを提供していなくても、証券会社が証券保管振替機構（ほふり）から口座利用者のマイナンバーを取得できるため、マイナンバーと証券口座の紐付けが進みマイナンバーを利用した証券口座の税務調査が効率化します。

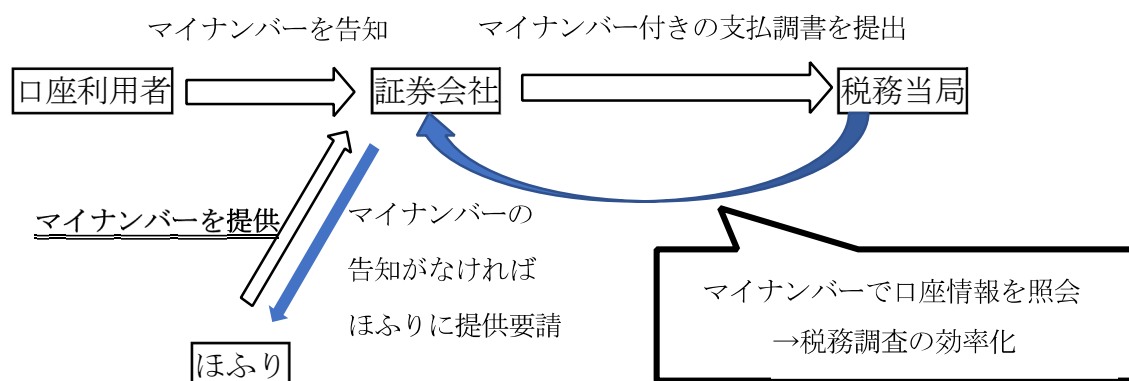
1. マイナンバーの告知期限は令和3年末まで

現在、証券口座に口座開設をするにはマイナンバーの告知が必要です。マイナンバー制度導入（平成28年）前から証券口座を保有してきた個人投資家は、平成30年末までにマイナンバーを証券会社に告知しなければなりませんでしたが、当時は証券会社のマイナンバー取得割合が約4割にとどまっていたため、令和元年度税制改正で告知の期限が令和3年末までに3年延長されています。

また、証券会社やほふりに対し、証券口座の情報をマイナンバーで検索できる状態での管理が義務付けられ、証券会社は告知がされていない口座利用者のマイナンバーについて、ほふりから取得（ほふりは地方公共団体情報（J-LIS）からマイナンバーを取得）できることとなっています。このため、利用者本人がマイナンバーの告知をしていなくても、証券会社の方で勝手にマイナンバーと証券口座を紐付けることができるようになったのです。

2. 付番のうえ税務当局に支払調書を提出

証券会社は株式の配当や譲渡に係る支払調書に口座利用者本人やほふりから提供を受けたマイナンバーを記載し税務当局に提出するため、税務当局はマイナンバーで調査対象者の口座情報を証券会社に照会できます。よって証券会社においてマイナンバーと紐付けられている証券口座が多いほど、税務当局にとってはスムーズに税務調査を進めることができます。投資信託等についても同様に取り扱われ、特定口座を有している場合や保険金を取得した場合には源泉徴収票を通じて全てマイナンバーが報告されているのです。



3. 振替機関からマイナンバーを情報提供

令和元年度税制改正において、マイナンバーの告知を受けるべき金融機関等が、告知をすべきものでその告知をしていないもの（番号未告知者）のマイナンバーを振替機関から提供を受けて確認したときは、その番号未告知者がその金融機関にマイナンバーの告知をしたものとみなされることとなっています。つまり、金融機関にマイナンバーを告知しなくとも、一定の振込を受けている場合には、自動的に金融機関は自分のマイナンバーを知っていることになるのです。「振替機関」とは、年金機構、社会保険事務所、税務署、市役所、金融機関等、配当等を支払う会社などです。例えば、医療費控除などで所得税の還付を受ける場合には税務署、年金を受け取る場合には年金機構、高額医療費の還付などの場合には社会保険事務所、保育料の補助金などの受取りの場合には市役所が、その手続きを行い銀行口座に振り込むこととなります。その場合には、その振込機関が受取人のマイナンバーを付して手続きが行われます。

5. まとめ

マイナンバーの付番を通じて、国民の資産は透明化していくことは確実です。今は隠す時代ではなく、知恵で相続税や所得税の節税を考える時代と言えるでしょう。透明化時代の資産活用をどうすべきかお困りの方はお気軽にいつでもご連絡ください。